

日本比較法研究所・独日法律家協会合同シンポジウム
「債権法改正に関する比較法的検討-日独法の視点から」開催のご報告

日本比較法研究所 所長 只木 誠

2014年2月21日（金）22日（土）の両日に渡り、[日本比較法研究所・独日法律家協会](#)（以下、「DJJV」という）共催で、標記合同シンポジウムが開催されました。両日とも200名を超える出席者を得て、このテーマへの関心の高さとともに、日独比較法の視点からの検討がいかに意義深いものであるかをあらためて感じた次第です。貴重な報告、コメントをいただいた先生方、積極的に討論に参加していただいた出席者のみなさま、また、シンポジウムの円滑な遂行に多大なご尽力をいただいた同時通訳の方々、[ドイツ学術交流会](#)、[社会科学国際交流江草基金](#)、[ロバート・ボッシュ財団](#)、[野村財団](#)、会場の提供にご協力くださいました[ドイツ文化会館](#)にこの場を借りて、厚く御礼申し上げます。以下、簡単にシンポジウムの様子を報告致します。

まず、[福原紀彦](#)・中央大学学長、[ヤン・グロテア](#)会長（独日法律家協会）および[木川統一郎](#)弁護士（前中央大学教授・元DJJV理事）より、本シンポジウム開会にあたって、ご挨拶およびご祝辞をいただきました。その後、[笠井修](#)教授（中央大学）より、本シンポジウム開催の趣旨の説明がなされました。こ



開会式で挨拶する福原紀彦学長

れまで日本はドイツ法を一方的に継受する立場であったといわれるところ、今回の債権法改正の議論においては、日本法独自の発展があったことを示す成果もあらわれています。今般、債権法改正中間試案についての、ドイツ法からみた分析と評価はどのようなものか、さらに日本法からの提案をドイツ法はどう受けとめるのか、興味深いところです。今回のシンポジウムの成果により、日独「双方向」の比較法研究のより一層の発展が期待される



木川統一郎お茶の水法律特許事務所所長

ところです。

第1セッション：債権法改正に関する概観

まず[奥田昌道](#)・前最高裁判所判事（京都大学名誉教授）より、日本における債権法改正をめぐる動向全般について、2013年2月にとりまとめられた「[民法（債権関係）の改正に関する中間試案](#)」（以下、「中間試案」という）を経て、現在は、「改正要綱案」の検討が進んでいるとの紹介がなされました。さらに中間試案の内容について検討のうち、中間試案が「債権」概念から「契約概念」中心とする体系を目指すことなどについて賛意が示されました。

これに対し、**ビルギット・グルントマン**・前ドイツ連邦司法省事務次官からは、ドイツにおける 2002 年債務法改正は「成功だった」として、学問的知見ではないと断りつつも、改正の目的は社会・経済の変化の実態を踏まえて、市場の競争と安定を確保することであり、その点について産業界も理解を示したことから、多様な意見を調整して改正を実現することができた旨を強調する見解が述べられました。当初、債務法現代化において主要な役割を果たされた**ユルゲン・シュミット-レンツ**教授（フンボルト大学・連邦最高裁判事）がドイツ側の報告を担当の予定でしたが、都合により、急遽グルントマン氏に交替となりましたことを申し添えます。



ビルギット・グルントマン
前ドイツ連邦司法省事務次官



第1セッション 左から柏木昇中央大学法科大学院フェロー、グルントマン氏、奥田昌道前最高裁判事、新井誠中央大学教授

れるべきである、とのコメントが示されました。

次いで、**柏木昇**・中央大学法科大学院フェロー（東京大学名誉教授）より、とくに国際取引法の分野において、日本法の遅れが目立つところ、同様の改正課題を抱えて債務法の改正が実施されたドイツの経験を日本も取り入

第2セッション：債務不履行法制



第2セッション 左から滝沢昌彦一橋大学教授、ローレンツ教授、山本豊京都大学教授、笠井修中央大学教授

いるとの前提のもと、そのなかでも債務不履行責任とその免責事由、債務不履行による契約解除の要件および危険負担の解除制度への吸収、目的物が契約の趣旨に合致しない場合の売り主の責任といった論点に絞って検討がなされました。

これに対し、**ステファン・ローレンツ**教授（ミュンヘン大学）からは、改正ドイツ民法（BGB280 条）において義務違反の一般的な責任要件を設け、売買に



ステファン・ローレンツ ミュンヘン大学教授

における瑕疵担保責任を一般的な債務不履行責任に一体化した点に、日本民法 415 条および中間試案との共通点が存するとの指摘がなされました。しかし、義務違反の統一的要件とはいえ、これまでの不能、遅滞、不完全給付といった区分を不要とするものではなく、依然としてそれぞれが機能する場面がありうるとして、これについて、一般給付障害法の体系図と瑕疵担保責任法の体系図を示しながら、詳細な考察が示されました。

次いで、笠井修教授（中央大学）からは、充実した報告内容に謝意が述べられ、とくに債務法制の中核ともいえる不履行責任の問題について、共通の認識をもちながら、きわめて深いレベルにまで検討を加え、さらにそれが今後も日独「双方向」の研究交流につながる、とのコメントがなされました。

第3セッション：債権譲渡法制



第3セッション 左から遠藤研一郎中央大学教授、ベルツ教授、池田真朗慶應義塾大学教授、伊藤壽英中央大学教授

池田真朗教授（慶應義塾大学）からは、審議会での最新の検討内容を踏まえ、債権譲渡に関し

て、日本はフランス法を継受し、

ドイツ法の無因的構成を採用しなかったことを考え合わせつつ、債権譲渡の対抗要件としての「公示」のあり方を示し、ドイツ法においても債権譲渡における公示の必要性があるのではないかと、1990年代における債権譲渡取引のパラダイムシフトにもとづき、よりファイナンスに重点を置いた法制度を商法・会社法で整備すべきではないかと、といった問題提起がありました。



モーリッツ・ベルツ
フランクフルト大学教授

これに対し、モーリッツ・ベルツ教授（フランクフルト大学）から、ドイツ民法（BGB）における債権譲渡法制の枠組みについて概観し、債務負担行為と処分（譲渡）行為を区別するドイツ法のもとでは、債権譲渡は特別の方式（通知・承諾、登記など）が備わっていても有効であるが、債権譲渡に関与しない債務者の保護については、たとえば債務者による旧債権者への弁済を、新債権者（債権の譲受人）にも対抗できる（BGB404条）といった特別な規定を設けることによって対応している等の説明があり、日独法の差異が明確にされました。

次いで、遠藤研一郎教授（中央大学）から、ドイツ法においても、なんらかの通知制度・公示制度が必要となるのではないかと疑問が提起されたのを受けて、ベルツ教授からさらに、債権譲渡の法制度については、譲渡行為の効力（とくに第三者に対して）

と債務者保護が問題となる点で、ドイツ法も日本法も異なる点、どのようなルールを体系的に整備すべきかについては、日独両法はいろいろなアプローチがあり得ることを示しており、お互いに大いに参考とすべきである、とのコメントが述べられました。

第4セッション：消費者法と債権法改正



第4セッション 左から執行秀幸中央大学教授、リーゼンフーバー教授、山口成樹中央大学教授、松本恒雄独立行政法人国民生活センター理事長

松本恒雄・独立行政法人国民生活センター理事長（前一橋大学教授）から、一般民法の解釈論、消費者保護のための行政法規における取引ルールおよび消費者契約

法等の特別法との関係から、消費者私法の諸要素とその相互の影響という前提のもとに、対象となる「消費者」概念の特質、必要なルールのあり方（一般法と特別法の規律の棲み分け）を概観する報告が行われました。とくに、契約の自由と自己決定に基づく自己責任という視点にもとづいて、単に情報・交渉力の格差を補えばよいといった考え方には疑問が呈され、最近の行動経済学や認知心理学の知見を取り入れて、より生身の消費者像、すなわち人間の脳の判断構造そのものに由来する脆弱性にもとづいて、ルールを整備すべきであるとの見解が主張されました。

これに対し、[カール・リーゼンフーバー](#)教授（ボーフム大学）は、ドイツ債務法は消費者法を統合する改正をし、それは成功したと評価しました。しかしながらドイツでは債務法の現代化にあたって、とくに「消費者」概念を設定するヨーロッパ契約法との関係を重視した一方、契約締結前の情報提供義務を一般的な義務として取り入れており、その内容が客観的でないため、ときとして情報提供に過大な負担がかかっていると批判し、また、この分野においては、行動経済学や社会心理学等の学際的知見を利用することは有益であるとはいえ、その結果、個人の自由や市場規律にとって、かえって厳格すぎる規制を提案することにつながるのではないかと、その危惧も表明しました。



カール・リーゼンフーバー
ボーフム大学教授

次いで、[執行秀幸](#)教授（中央大学）は、法制度の目的とする「消費者」像の理解に、日独法に差異があるのではないかと指摘し、さらに消費者保護の実効性を確保するための「消費者法教育」の重要性を強調しました。

第5セッション：人的担保と保証人保護

山野目章夫教授（早稲田大学）は、保証が主たる債務者の信用を補完する機能を有するものの、保証人が巨額の保証債務を履行することによって、保証人自身が破産し、生活が困窮するような事態に至るといった事情を考慮して、保証人保護のためのルールを整備することが必要であると指摘し、そのうえで、中間試案では、



第5セッション 左から小林明彦中央大学教授、ハーベルザック教授、山野目章夫早稲田大学教授、古積健三郎中央大学教授

フランス消費法典 L341-4 条を参考に、保証人の責任制限を設ける比例原則、不特定の主たる債務を担保する形態の保証の効力を否定すること、法承認に対する説明義務・情報提供義務などが検討されていることを紹介しました。

これに対し、マティアス・ハーベルザック教授（ミュンヘン大学）からは、ドイツ法における保証制度について、保証債務の要式性、附従性・補充性、主債務者に対する保証人の免責請求権・求償請求権などの規定が紹介されました。そして、ドイツにおいても、保証人に過大な責任を負わせることの問題点は認識されており、近時の判例では、主債務者の近親者が保証人となっているケースで、担保権行使の段階で、保証人の差押可能財産や収入をもってしては、継続的に発生する利息を支払える状況にない場合には、保証契約は無効であるとされた例を紹介しつつ、保証債務履行に必要な支払能力を、保証人の人的要件として、すべての保証債務に適用することには批判的であるとの意見表明がなされました。過大な請求から保証人を保護するためには、強制執行法上の差押禁止に関する規定や倒産法における免責制度などを利用すべきである、というのがハーベルザック教授の見解でした。

次いで、小林明彦教授（中央大学）より、日本でも、強制執行法・倒産法の分野では保証人を保護する仕組みが整っているとの指摘があり、保証人保護のための法規範が厳格すぎて、実際の運用において硬直的となる危惧が存するとの見解が表明されました。



マティアス・ハーベルザック
ミュンヘン大学教授

第6セッション：継続的契約の終了



第6セッション 左からヴェラー教授、高田淳中央大学教授、古積健三郎中央大学教授、升田純中央大学教授

高田淳教授（中央大学）は、これまでに公表された下級審判決を渉猟し、継続的契約の期間満了時に自動更新

されるとの条項がある場合に、更新を拒絶するにはやむをえない事情が必要である等の条件を付して、更新拒絶を制限するもの（更新拒絶制限説）と、有効期間が定められているフランチャイズ契約は期間の満了とともに終了するとして、更新拒絶に特別な制限を認めないもの（更新拒絶非制限説）があるとの分析を示しました。そのうえで、中間試案は、裁判例における一般的な理解を明文化するものと言明しているが、すくなくとも判決例をみるかぎり、そのような一般的な理解は存在しないのではないかと指摘しました。さらに、中間試案は、契約を存続させる「正当な事由」がないかぎり、契約を終了させると規定しているところ、それは、これまでの判決例や一般的理解と異なる、あらたな提案と理解せざるをえないところであり、そのような、契約の存続について、種々雑多な考慮要素を素材に、包括的・総合的判断を要する「一般条項」的规定を設けることを批判しました。



マーク・フィリップ・ヴェラー フライブルグ大学教授

これに対し、**マーク・フィリップ・ヴェラー**教授（フライブルグ大学）から、ドイツでは、継続的債権債務関係の解約告知に関する一般規定を設けているが（BGB314条）、契約上の期間の定めを直接否定する制度（更新拒絶制限制度）は導入しておらず、不利益を受ける当事者に個別の保護を与えるという問題解決を示しているとして、たとえば一使用貸借、雇用、フランチャイズなどの継続的契約関係の終了ケースが詳細に紹介されました。ドイツの場合には、日本と反対に、それぞれの

ケース毎に、特別な事情を考慮して個別の救済が検討されるので、むしろ更新拒絶を制限する一般条項的な規定を置いて、個別の救済は、その一般条項が設定する利益衡量の枠組みのもとで判断される、という手法のほうが体系的整合性を保持でき、かつ実務にも資するのではないかという意見でした。

次いで**升田純**教授（中央大学）からは、実務の経験を踏まえ、個別ケースごとに当事者の救済を図るほうが、一律に契約の存続か消滅かを規律するルールよりも適切であるというコメントがありました。



総括セッション 左から新井誠中央大学教授、マーク・デルナウア中央大学准教授、筒井健夫法務省民事局、只木誠日本比較法研究所所長

以上を踏まえた総括セッションにおいては、まず筒井健夫参事官（**法務省民事局**）からは、法制審議会における意思形成の困難さの紹介があり、債権法改正に向けての苦心の一端が披露されました。**マーク・デルナウア**准教授（中央大学）からは、中間試案について、ドイツ法の立場からの理論的

検討を加えたうえで、全体として「国民にわかりやすい」という目的は達成されていると思われるが、個々の問題については、より検討を要する論点とあらためて取り上げるべき論点もあることが指摘されました。最後に新井誠教授（中央大学）より、グローテア会長の、長年にわたって日本・ドイツ間の法曹界の交流促進及び相互理解の促進に寄与された功績に対し、平成25年、秋の叙勲において旭日中綬章を授与されたことが紹介され、中央大学・日本比較法研究所を代表して、グローテア会長に、只木所長より花束が贈呈されました。そして、日独比較法研究の意義および今後の交流の可能性について触れて総括とされました。



只木所長からグローテア会長への花束贈呈

わが国における債権法改正の問題については、法制審議会での検討の他に、種々の意見が公表され、議論されてきました。今般の合同シンポジウムは、それらの論争に新たに別の角度から光を当てるものとして意義があったと考えます。

また、これまではドイツ法の成果を受容することに終始してきた日本の法学が、今度は、社会・経済からの改正の必要にどのように対応するのかといった自らの経験を発信し、日独の間

で比較法的にインタラクティブな議論が可能になったのは、本シンポジウムの大きな成果であったと考えます。このサイトでは、コメンテーターによるコメントやフロアとの質疑応答について十分紹介することはできませんでしたが、近々本シンポジウムの成果を本研究所叢書として上梓し、公刊する予定です。あらためて報告者・コメンテーター・参加者のみなさまに厚く御礼申し上げる次第です。

以上

